

## 申告のお知らせ

- **贈与税の申告**  
申告期間／2月1日㈪～3月31日㈫まで
- **消費税・地方消費税の確定申告**  
申告期間／2月16日㈫～3月15日㈪まで  
納付期限／3月15日㈪

**所得税などの確定申告はお早めに！**

平成21年分の申告期間および納付期限などは、次のとおりです。できるだけお早めにお済ませください。

確定申告は、「自分で正しく計算し、期限内に申告・納税する」という制度です。ご協力をお願いします。

### ● **所得税の確定申告**

※川越税務署の駐車場は狭いため大変混雑します。お車で来署はご遠慮ください。川越税務署は、「JR南古谷駅」から徒歩約7分です。

※税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁していますが、作業の申告書などは、必要書類とともに、郵送または税務署の「時間外文書収受箱」に投函することにより提出できます。

### ● **申告書の送付先**

〒350-8666川越市  
大字並木452-1-2

川越税務署

※控えの返送を希望する場合は、返信用封筒（自己宛名記入）記の上、切手貼付済のものを同封してください。

## 川越税務署からのお知らせ

問合せ 申告案内センター  
(申告案内窓口) ☎ (235) 9411  
※自動音声応答に従い「O」番を選択してください

川越税務署地図



所得税の確定申告は  
さくに使ひやすくなつた  
e-Taxで!!

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、申告や法定調書の提出、納税証明書の交付請求などについて、インターネットを通じて手続きを行えるものです。納税についても、全税目について、ペイジー対応のインターネットバンキングやATMなどを利用して行なうことができます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができる、確定申告書などの各種用紙がダウンロードできます。

e-Taxを利用して確定申告書を提出すると、次のようなメリットがあります。  
◎平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子証明書を使用して、申告期限内に行なうと、最高5千円の税額控除が受けられます（平成19年分または平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は、受けられません）。

申告を提出すると、次のようなメリットがあります。  
◎平成21年分の時間外文書収受箱に投函することにより提出できます。

### ● **口座振替をご利用ください**

指定の預貯金口座から自動的に納税されるので、期限に遅れる心配がなく「安全・便利・確実」です。

手続きは、「口座振替依頼書」に所定の事項を記入し、税務署または指定の金融機関に提出するだけです。

● **振替納付日**  
所得税／4月22日㈭  
消費税／4月27日㈫

還付申告をする人は、本人名義の預金口座への振込みによる還付金の受取りが大変便利です。ぜひご利用ください。

還付申告をする人は、本人名義の預金口座への振込みによる還付金の受取りが大変便利です。ぜひご利用ください。

※源泉徴収票などはその記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略できます。

略できます（3年間は、提出または提示を求められることがあります（3週間程度に短縮）。利用開始の手続きなど、詳しい情報はe-Taxホームページをご覧ください。

HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

期間 2月10日㈬～3月10日(水)午前9時～11時(相談開始時間は午前9時30分から)、午後1時～3時(土・日・祝日はお休み)

東上パールビル(地下1階)  
での還付申告受付

するだけです。

※銀行などの統廃合があった場合、支店名・口座番号などの変更の有無を確認してください。また、住所や姓が変わった場合は、金融機関窓口で変更手続きをお願いします。

※源泉徴収票のない人には、還付する金額は生じません。  
※住宅借入金等特別控除など、右記以外の内容の人は、税務署にお越し下さい。  
場所 東上パールビル地下1階(川越駅西口徒歩1分)  
※東上パールビルには駐車場がありません。